

学則

第1章 総則

- 第1条 (名称) 本校は東京都立東大和高等学校と称する。(以下「本校」という)
- 第2条 (目的) 本校は学校教育法第1条にもとづく高等学校で、中学校における教育の基礎の上以後
期中等教育を施すことを目的とする。
- 第3条 (所在地) 本校の所在地は東京都東大和市中央3丁目945番地である。

第2章 学年、学期、休業日

- 第4条 (修業年限) 本校の修業年限は3ケ年とする。
- 第5条 (学年) 学年は4月1日に始まり3月31日に終わる。
- 第6条 (学期) 学年を次の3学期に分ける。

- 第1学期 4月1日から8月31日まで
- 第2学期 9月1日から12月31日まで
- 第3学期 1月1日から3月31日まで

第7条 (休業日) 休業日は次のとおり定める。

- 1 国民の祝日(日曜日に重なる時は次の平日)
- 2 夏季休業日(7月21日から8月31日まで)
- 3 冬季休業日(12月26日から1月7日まで)
- 4 春季休業日(3月26日から4月5日まで)
- 5 開校記念日(11月24日)
- 6 都民の日(10月1日)
- 7 その他東京都教育委員会が定める日

第3章 入学、退学、留学、休学、転学

- 第8条 (入学) 入学選抜は東京都教育委員会の定めるところにより実施し、校長が入学を許可する。
- 第9条 (退学) 生徒が病気その他やむを得ない事情によって退学を希望する場合は、保護者連署で願
い出て、校長の許可を受けなければならない。
- 第10条 (留学) 留学を希望する場合は、保護者連署で願い出て、校長の許可を受けなければならない。
- 第11条 (休学) 生徒が心身の故障のため3月以上休養を要する場合、外国等に旅行のため、3月以上
出席が困難と認められる場合、その他特別な理由で現に3月以上欠席しており、なお引き続き
3月以上出席が困難な場合は、保護者連署で願い出て、校長の許可を得て休学することができる。
る。
- 2 休学の期間は、3月以上2年以内とする。当初の休学許可の日から引き続き2年を超えない範
囲で、なお休学の理由が認められるときは、休学を更新することができる。
- 第12条 (転学) 生徒が他の学校へ転学を希望する場合は、保護者連署で願い出て、校長の許可を受け
なければならない。
- ### 第4章 教育課程
- 第13条 (教育課程) 教育課程は別表に定めるところによる。

第5章 修業および卒業

第14条 (履修および修得) 各学年における教科・科目および単位に関する履修もしくは修得は、学年末に出席状況および成績を評価して認定する。

第15条 (卒業および卒業に必要な単位数) 所定の教科・科目および単位数、ならびに、各教科以外の教育活動を履修もしくは修得し、高等学校の全課程を修了したと認定された者には、校長は卒業証書を授与する。

第6章 懲戒

第16条 (懲戒) 教育上必要あるときは懲戒を加える。

2 下記のいずれかに該当する者には校長は退学を命ずることがある。

- ① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
- ② 学力劣等で改善の見込みがないと認められる者。
- ③ 正当な理由がなく出席常でない者。
- ④ 学校の秩序をみだし、その他、生徒としての本分に反した者。

第7章 授業料

第17条 (授業料等) 授業料等は「東京都立学校の授業料等徴収条例」その他の定めるところによる。

2 授業料等を期限内に納付しない場合は、出席停止または退学を命ずることがある。

附則

本学則施行上の細則は別に定める。

本学則は昭和46年4月1日から施行する。

本学則第10条(追加)、第11条(一部変更)は平成元年4月1日から施行する。

本学則第11条第2項(変更)は平成2年2月1日から施行する。

学校生活の規律

本校の教育方針に則り、自由にして規律ある学校生活を送るために、協力して次のきまりを守ろう。

1 学校生活一般

- (1) つねに明朗なあいさつと、はきはしきした応答を心がける。
- (2) 何事も積極的に、最後まで努力を惜しまずになし遂げる。
- (3) いつも清潔な学習環境を保つ。
- (4) 時間をよく守る。

2 通学、外出

- (1) 始業の予鈴時刻（8時25分）までに登校する。
- (2) 登校後は、授業終了まで外出してはいけない。やむを得ぬ時は学級担任またはそれに代わる教員に許可をうける。（屋食時の無断外出禁止）

(3) 下校時刻

下校時刻は下記のとおりとする。

4月1日～10月31日・・・5時下校

居残りは、6時30分完全下校

11月1日～3月31日・・・5時下校

居残りは、6時完全下校

(4) 居残り手続き

ア 原則として顧問の付き添いがあること。

イ 顧問の承認を得たのち、生徒部へ届け出る。

ウ 居残りの許可をうけた部は、所定の場所に許可願を提出する。

(5) 自習時間、あき時間等に教室から出ないこと。

3 集会、出版、掲示、放送等

- (1) 校内で集会、募金、印刷物の発行、掲示、放送調査活動等を行うときは、担当教員に願い出る。
- (2) 掲示は所定の掲示板を用い、掲示責任者は撤去に責任をもつ。

4 校舎、校具の使用

(1) 学校の校具、施設を利用するときは、大切に使う。破損または紛失したときは、ただちに総務部の先生に届け出る。

(2) ホーム・ルーム、クラブ活動で校具、施設を使用するときは、前もって担当の教員に願い出る。

5 休日の登校

(1) 土、日曜、祝祭日は原則として登校を禁ずる。

(2) 土、日曜、祝祭日に活動をする場合、事前に活動許可願（対外活動許可願、施設使用許可願）を生徒部に提出し、許可をうける。

(3) 春、夏、冬休みに登校し、校具、施設を使用するものは必ず願い出て許可をうける。

(4) 下校の際、使用した校具、施設を点検、掃除し、異常の有無を確認して、顧問または担任に報告する。

6 所持品

- (1) 学習に不必要な金品は持参しない。持参した場合は自己管理を徹底する。
- (2) 金品を遺失、拾得したとき、また、盗難にあったときは、ただちに学級担任および生徒部に届け出る。

7 自転車、バイク通学

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、学校に登録し、所定の標識番号を受け、「自転車通学生への注意」を守る。
- (2) バイク通学は許可しない。

8 服装

- ① 登下校時と校内では本校指定の制服を着用する。左胸にエンブレムをつけること。ベスト、カーディガンの着用は認めるが、色は黒、紺、グレー、茶（ベージュ、キヤメルを含む）とする。ただし、上着を着用せずに、セーター、カーディガンのみの姿で登校してはならない。
 - ② 入・卒業式その他学校が指定した行事においては、男子はネクタイ、女子はリボンもしくはネクタイを着用する。なお、女子のライトブルー無地のリボンは儀式においては着用しない。
 - ③ 夏期は上着を着用しなくて良い。上着を着用しない場合は白のワイシャツ、ポロシャツとする。ベストの着用は認める。冬季は10月より上着を着用する。
 - ④ 登校は靴履きとする。
 - ⑤ 頭髮については、染色・加工はしない。また、装身具（指輪・ネックレス・ピアス等）を用いないこと。
 - ⑥ 校舎内外では、履物を区別し、上履は指定されたものを用いること。（格技棟は体育履とする）
- ## 9 欠席、遅刻、早退等
- (1) 欠席、遅刻、欠課の場合は、電話、その他の方法で事前に担任に連絡する。
 - (2) 早退、公欠は必ず所定の用紙で届け出る。
 - (3) 病欠欠席が1週間を越える時は医師の診断書を添える。
 - (4) 忌引日数
 - 1 親等・・・7日以内
 - 2 親等・・・3日以内
 - 3, 4 親等・・・1日(この他法事のための旅行日数を加算して忌引とする。)

台風等の自然災害時における生徒の登校について

台風のように事前の天気予報などで危険が予想される場合には、その対応方法を前日までに伝える。また、前日までに予想ができない急激な天候の崩れ、それに伴う交通機関の混乱が原因で登校に危険が予想される場合には、各自の判断で自宅に待機して登校を控え、その後天候の回復を待つて登校し担任へ状況を伝えること。

自然災害、交通機関の混乱が原因で欠席や遅刻した生徒については、出席の扱いをその都度検討し決定する。やむを得ないと判断されるものについては、欠席や遅刻としない。

学校行事（定期考査を含む）の場合には、上記とは異なる措置をとることがある。